

桑名市告示第78号

桑名市短期入所生活援助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市短期入所生活援助事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市短期入所生活援助事業実施要綱(平成16年桑名市告示第59号)の一部を次のように改正する。  
様式第1号中「

【同意欄】

1. 短期入所生活援助事業を実施するにあたり、実施事業に必要な子ども、世帯の情報を実施施設及び里親に提供することに同意します。
2. 利用者負担金の算定に必要な私の世帯の課税状況等について確認することに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_

」を「

同意欄

1. 利用世帯区分を決定するのに必要な申請者及びその世帯員の住民登録関係情報、市民税課税状況及び生活保護受給の有無について桑名市が保有する公簿等により確認することについて、世帯員全員の同意を得たうえで代表して同意します。
2. 本申請書の内容及び事業の利用に必要な情報を桑名市から実施施設(里親を含む。)に情報提供すること並びに利用対象者の健康状態・利用状況について実施施設(里親を含む。)から桑名市に情報提供することに同意します。
3. 実施施設(里親を含む。)において感染症等が発生した場合で、施設管理上支障があるときは、利用の中止又は決定を取り消すことに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_

」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。